

## 第1回徳島県公立高等学校の在り方検討会議の概要について

1 日 時 令和7年7月30日（水） 午後1時30分から午後4時まで

2 場 所 徳島県庁 10階 大会議室（徳島市万代町1丁目1番地）

### 3 出席者

- (1) 委員 16名中14名出席（欠席2名）
- (2) 県 教育長、教育次長、教育創生課長 ほか

### 4 議 題

- (1) 会長・副会長の選出（会長：佐古秀一委員、副会長：金西計英委員）
- (2) 本県公立高等学校の現状について
- (3) 公立高等学校に求められる役割について
- (4) 公立高等学校のさらなる特色化・魅力化について
- (5) その他

### 5 岩本委員（一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォーム 代表理事）による 全国の高校魅力化の取組動向などの話題提供

○生徒を主語に考えれば、生徒が望む、生徒自身にとって適正な学校規模は多様である。

○存続の危機にあった公立高校において、コーディネーターの配置や地域留学などにより、質の高い教育の実現や全国からの若者に選ばれる魅力ある高校づくり・地域づくりにつながった事例が見られる。

○高等学校と地域・社会は、会議等で発言するだけの「協議体制」を越えて、目標を共有し、資源も出し合いながら事業・活動も行う「協働体制」を構築・運用していく必要がある。

○私立高校無償化の影響により、都市部の私学や私立広域通信制高校への生徒の流出が懸念されることから、地域唯一の公立高校や専門高校に対して、その魅力を最大限に引き出すための抜本的な支援策を講じるべきと考える。

○広報戦略として、地元向けには情報発信のため総花的に見せつつ、大都市圏では学校の特色ある強みを戦略的にアピールすることが重要である。

○生徒数減少の危機感を共有するだけでなく、生徒、学校、地域にとってメリットとなるビジョンを対話を通じて共に創り出す必要がある。そのビジョンによる取組の成果が生徒の成長や変化として表れることで、地域の方々も巻き込み、行動を促すことができる。

## 6 意見交換における主な発言概要

- 公立高校の課題は、教育の枠組みだけでなく、経済界など社会全体が危機感を共有し、本気で取り組むべき、より大きな問題として捉える必要がある。
- 生徒一人一人の夢や目標を実現できるよう、学びを支援し、必要な学力や技能を身に付けられる環境を整えるべきと考える。多様な体験活動を通じて、社会に溶け込む力を培ってもらいたい。
- 全国の先進事例が示すように、高校魅力化を推進するには、コーディネーターの配置が不可欠である。本県においても、県教委と地元自治体が連携して、学校と地域をつなぐコーディネーターが配置できる体制の構築を進めていただきたい。
- 学校現場では、働き方改革が進められているが、さらなる特色化・魅力化を進めるための人的・物的な支援が不足している。コーディネーターの配置に係る予算も含め、財政支援策の検討を進めるべきである。
- 県内の公立高校では、すでに自治体や高等教育機関と連携した特色ある取組が実施されている。その特色・魅力を明確に打ち出すため、新しい学科やコースの設置を検討する必要がある。
- 生徒が目的意識を持って高校を選択できるよう、小・中学校からのキャリア教育が重要である。また、各高校の取組が中学生や保護者などに十分に伝わる効果的な情報発信が必要である。
- 地域との連携・協働を進める上で、コミュニティ・スクールを効果的に機能させることが重要である。学校運営協議会を、子どもたちのために何ができるかという当事者意識を持って話し合える場にするべきと考える。
- 徳島市内の普通科高校の教育課程には、新しい取組を行うだけの時間的余裕が少ないと感じる。学校の先生、コーディネーター、県や地元自治体といった多様な関係者が、それぞれの学校や地域がどのような学びを目指すのか、現実的に考える必要がある。
- 海部高校に入学てくる地元の生徒は、小学校から中学校まで人間関係がほぼ固定化している。しかし、高校では県外や県内の他地域からの入学者も多数おり、多様な交流の機会が生まれ、それが生徒の成長につながっていると考えられる。

# 第1回徳島県公立高等学校の在り方検討会議入試制度部会の概要について

1 日 時 令和7年8月21日（木） 午前10時から正午まで

2 場 所 徳島県庁 9階 教育委員室（徳島市万代町1丁目1番地）

## 3 出席者

- (1) 委員 8名中7名出席（欠席1名）
- (2) 県 副教育長、教育次長、教育創生課長 ほか

## 4 議 題

- (1) 会長・副会長の選出について（会長：金西計英委員、副会長：竹内敏委員）
- (2) 本県公立高等学校入学者選抜の現状について
- (3) 本県公立高等学校入学者選抜制度の改善について
- (4) その他

## 5 意見交換における主な発言概要

### 【受検機会にすること】

○現行は「育成型選抜・一般選抜・第2次募集選抜」の3回実施で、年明けから3月末までの高校における在校生への教育の質・量の確保や、中学校における進路指導の準備期間から、単純な回数増は困難。

○通学区域制に関する有識者会議からの「複数回受検」の提言の趣旨は、学区撤廃で選択が広がる中、一般選抜における特定の高校への志願集中による不合格時に再挑戦できる機会の担保である。回数が多い少ないという単純比較ではなく、回数よりも生徒が学びたい高校へ出願できる方式（単願・併願、デジタル併願制など）や複数校選抜の枠組みを含めた検討が必要。

○学区撤廃により、志願者の動向が大きく変わることも予想されることから、一般選抜に加え、第2次募集選抜についても検討が必要。

### 【多様な能力を評価する選抜方法にすること】

○現行の育成型選抜は「運動部中心」に偏っており、特定の能力をもつ生徒にしか受検機会がないため、中高接続の観点からもより多様な能力を評価でき、より多くの生徒がチャレンジできる仕組みづくりが必要。

○スクール・ポリシーは生徒の高校選択や育成型選抜の募集要件等に直結する重要な方針だが、中学生・保護者には依然としてわかりにくいため、一層の明確化が必要。

### 【生徒の多様な受け入れにすること】

○調査書に記載すべき項目は、教育機会確保の観点から不登校等を理由に受検生が不利にならないよう、真に必要な事項に精選し、公平で実効的な内容となるよう慎重に検討するべき。

○保護者や生徒のニーズが多様化する中、学校側の受け入れ体制としては、部活動の専門的な指導を行える人材が不足しているなどで、十分対応し切れているとはいえない。

### 【入学者選抜全般に係る負担にすること】

○中学校、高校ともに1月から3月は入試業務と在校生への指導が並行し負担が大きいため、教育の質・量の確保及び業務の効率化・簡素化に向けて、Web出願等の導入の検討が必要。

○第2次募集選抜における作問等の負担軽減策を検討するべき。

### 【その他】

○県内どこに住む中学生でも、学校情報・体験入学等に同等にアクセスできる機会の公平性の確保が必要。

○志望校決定には学習内容だけでなく、施設・環境も強く影響するため、校舎整備などハード面の充実を図り、施設格差の是正が望まれる。

○急速な社会の変化の中、目の前の課題だけを穴埋めするような改革ではなく、5年後、10年後の教育の在り方を見据えた入試制度改革であるべき。

## 徳島県公立高等学校の在り方検討会議設置要綱

### (設 置)

第1条 徳島県公立高等学校の今後の在り方について検討するため、「徳島県公立高等学校の在り方検討会議」(以下「検討会議」という。)を設置する。

### (検討事項)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項を検討する。なお、検討結果については、徳島県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に報告するものとする。

- (1) 公立高等学校のさらなる特色化・魅力化に関する事項
- (2) 公立高等学校の学校規模や配置に関する事項
- (3) その他公立高等学校の在り方に関連して検討が必要な事項

### (組 織)

第3条 検討会議は、20名以内で組織する。

- 2 委員は、有識者、行政関係者及び学校関係者から、教育長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、第2条に掲げる報告が終了するまでとする。
- 4 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第4条 検討会議に、会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、検討会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (運 営)

第5条 検討会議は、会長が招集する。

- 2 検討会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

### (部 会)

第6条 検討会議に入試制度部会(以下「部会」という。)を設置する。

- 2 部会は、委員10名以内で組織し、委員は、教育長が委嘱する。
- 3 部会には、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。
- 4 ワーキンググループの構成員は、教育長が委嘱する。

### (庶 務)

第7条 検討会議及び部会の庶務は、徳島県教育委員会教育創生課において処理する。

### (その他の)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議及び部会の運営に関し必要な事項は、検討会議及び部会に諮り定める。

附 則 この要綱は、令和7年7月7日から施行する。

## 徳島県公立高等学校の在り方検討会議委員一覧

令和7年7月30日現在

氏名	役職等
赤松 梨江子	四国まなび未来ネットワーク研究所 代表 文部科学省CSマイスター
岩本 悠	一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォーム 代表理事
植田 滋	四国化工機株式会社 代表取締役社長CEO
蔭西 義輝	公益財団法人徳島経済研究所 上席研究員
金西 計英	徳島大学高等教育研究センター 教授
木屋村 浩章	徳島県高等学校長協会 管理運営研究委員長 徳島県立城東高等学校 校長
佐古秀一	鳴門教育大学 学長
鈴鹿剛	四国大学 准教授
住村早紀	徳島市・名東郡PTA連合会 会長
滝川尚	徳島県中学校長会 事務局長 徳島市富田中学校 校長
田村康治	徳島県小学校長会 事務局長 徳島市富田小学校 校長
納田明豊	有限会社NOUDA 代表取締役社長
服部あい	独立行政法人国際協力機構四国センターJICA徳島デスク 国際協力推進員
正木美智子	徳島県PTA連合会 副会長
松本賢治	徳島県市町村教育長会 会長 徳島市教育委員会 教育長
米田若菜	一般社団法人神山つなぐ公社 ひとつづくり担当

※50音順、敬称略

# ◆第1回徳島県公立高等学校の在り方検討会議

## 検討のポイント

### ① 現状と課題

急速に進む社会の変化

県内・国内の人口減少と高齢化→ **15年後、県内高校生徒数は約40%減少**

グローバル化 デジタルトランスフォーメーション 急速な技術革新 地球環境問題等

○社会の変化に対応するために獲得すべき能力として思考力・判断力・表現力、  
主体性や人間性、それらを総合して新たな価値を創造していく力を育てる必要性

○学びの機会均等の確保

○生徒が学びやすく、多様性が確保された学校環境

○人材確保が困難な時代に対応するため、地域が求める産業人材の育成

### ② これまでの県内公立高校の取組

**基本方針** (徳島県が目指す教育の姿)

個性と国際性に富み、夢と志あふれる「人財」の育成

- スクール・ミッション、スクール・ポリシーの策定
- コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度） R4年度末に全ての県立高校に設置
- 生徒主体の校則見直し
- 教育DX環境整備 + 県域アカウント
- DXハイスクール（デジタル等成長分野を支える人材育成）
- スーパー・サイエンス・ハイスクール（SSH）（将来の国際的な科学技術人材育成）
- 英語による国際体験活動の推進
- 産業界や高等教育機関と連携した実践的な学びの推進
- スポーツの競技力向上や文化芸術活動の充実
- 全国からの生徒募集

### ③ これまでの検討経緯

通学区域制の見直し方針(R7年3月)において、受検機会の公平性の観点から

(1) **R11年度入試から、県立高校普通科の学区撤廃**

(2) 激変緩和措置として、R8年度入試から流入率を段階的に引上げ

今後の検討を要する事項

(1) 通学区域制に関する事項について（高校の募集定員や入試制度など）

(2) 公立高校の在り方の方向性に関する意見

①普通科高校の適正配置や再編統合などについて、議論し方針を示す必要

②県西部・県南部の拠点校を定め、教育環境整備（新校舎等）が必要

③地元自治体等、多様な主体と連携した、さらなる特色化・魅力化の推進が必要

### ④ ご検討いただきたい事項

以上のことを踏まえ、徳島県の公立高校の在り方について、

**15年後を見据え、以下の内容を中心にご検討をお願いします。**

(1) さらなる特色化・魅力化の推進について

- 例
- 生徒の学習意欲を喚起し、能力を最大限伸ばすためのカリキュラム改革など  
学科・コースの在り方
  - 文理融合の学びや、STEAM教育\*、グローバル教育の推進
  - 地域社会や高等教育機関との協働による教育の在り方
  - 地域社会のサステナブルな発展のための産業人材育成に向けた教育の在り方
  - 高校における特色化・魅力化の取組の拡大・充実に対する支援制度の在り方

(2) 子どもの数の減少をはじめとした、社会の変化に対応する高校の規模や配置、  
教育環境整備について

(3) 入試制度改革について

(4) その他

\*Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics の5つの分野での学習を実社会での課題解決に  
生かしていくための教科横断的な教育

## これまでの検討経過

### 1 通学区域制に関する有識者会議 報告書（令和7年3月）

○入学者選抜（公立高校普通科の通学区域制）に関する提言

○今後の検討を要する事項

（1）通学区域制に関する事項について

①高等学校の募集定員 ②入学者選抜制度の改革 ③遠距離通学

（2）公立高校の在り方の方向性に関する意見

①普通科高校の適正配置や再編統合など公立高校の在り方について、検討委員会において議論し、方針を示すことが必要

②県西部・県南部の拠点校※を定め、新校舎を整備するなど教育環境の公平性を担保することが必要

③地元自治体をはじめ、多様な主体とともに各高校のさらなる特色化・魅力化を進めることが必要

※拠点校 … 一定の学校規模を確保し、学びの質を維持・向上させる中心的な役割を果たす学校

### 2 徳島県公立高等学校普通科の通学区域制の見直し方針（令和7年3月13日）

○通学区域制の変更

令和11年度入学者選抜から、県立高校普通科の通学区域を県内全域とする。

○学区外からの合格者数の上限を定める流入率の変更

（1）令和8年度入学者選抜

第1学区については、20%から22%に、第2学区については、12%から14%に、

第3学区の「城南高校、城北高校、徳島北高校」については、12%から14%にそれぞれ引き上げる。

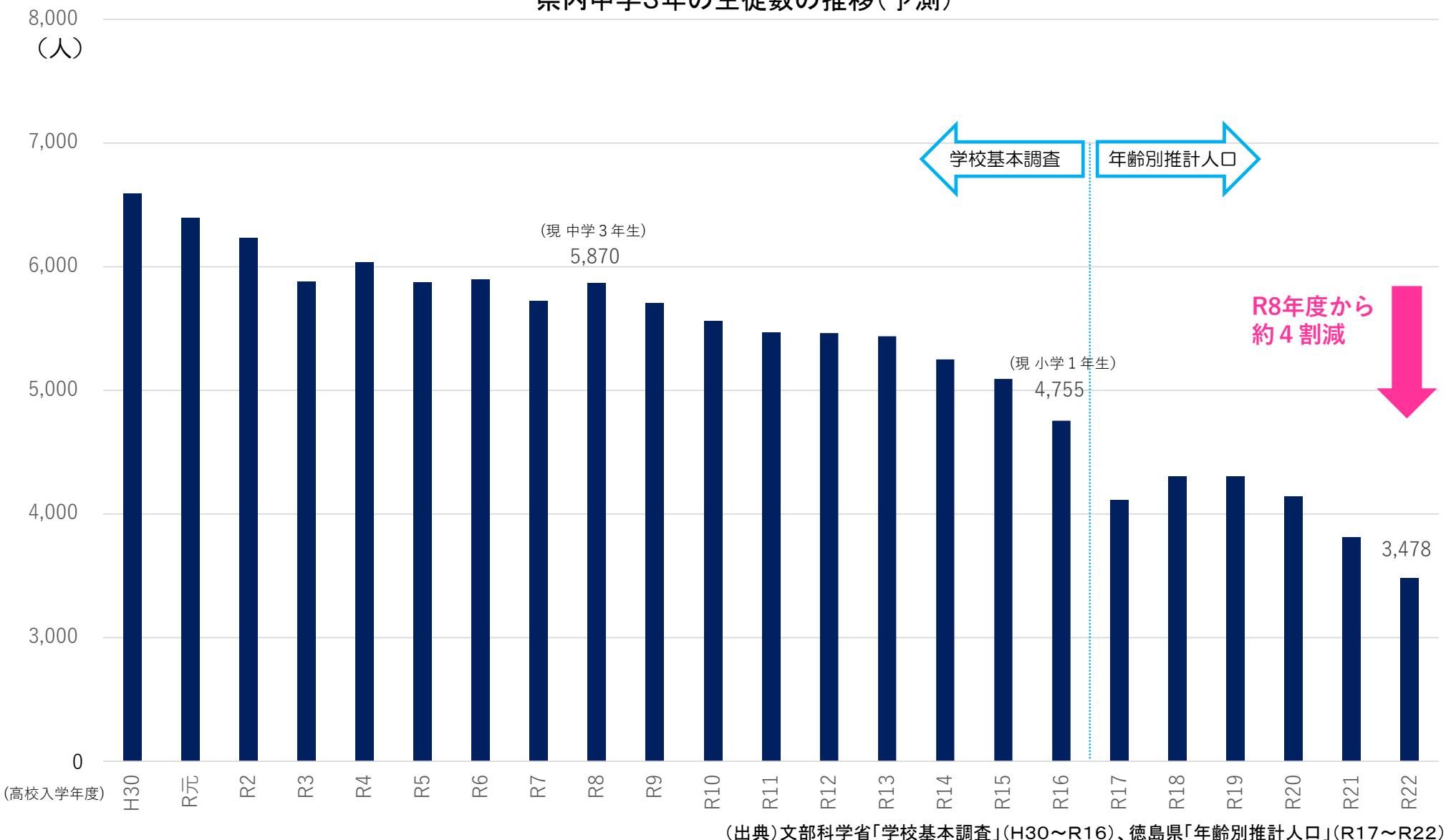
（2）令和9年度、令和10年度入学者選抜

流入率引上げ後の選抜結果等を勘案し、各年度の徳島県公立高等学校入学者選抜基本方針において決定する。

#### 【留意事項】

- ・大きな混乱を招くことがないよう、生徒、保護者及び学校等に対し、十分な周知を図る。
- ・徳島市立高校については、徳島市が主体的に検討と判断を行い、各年度の徳島県公立高等学校入学者選抜基本方針において決定する。

## 県内中学3年の生徒数の推移(予測)



(第1回在り方会議資料)

### 県内中学3年の生徒数の地域別推移(予測)

地域	高校入学年度 R8年度 (現中3生)	R16年度 (現小1生)	〈R8比〉		R22年度	〈R8比〉	
			増減数(人)	増減率(%)		増減数(人)	増減率(%)
県全体	5,870	4,755	△ 1,115 △ 19.0%		3,478	△ 2,392 △ 40.7%	
徳島市	2,213	1,848	△ 365 △ 16.5%		1,493	△ 720 △ 32.5%	
名東郡	17	12	△ 5 △ 29.4%		8	△ 9 △ 52.9%	
小松島市	259	181	△ 78 △ 30.1%		130	△ 129 △ 49.8%	
勝浦郡	37	36	△ 1 △ 2.7%		13	△ 24 △ 64.9%	
阿南市	654	447	△ 207 △ 31.7%		350	△ 304 △ 46.5%	
那賀郡	46	16	△ 30 △ 65.2%		16	△ 30 △ 65.2%	
海部郡	103	70	△ 33 △ 32.0%		41	△ 62 △ 60.2%	
鳴門市	401	346	△ 55 △ 13.7%		209	△ 192 △ 47.9%	
板野郡	834	802	△ 32 △ 3.8%		635	△ 199 △ 23.9%	
名西郡	227	211	△ 16 △ 7.0%		122	△ 105 △ 46.3%	
吉野川市	295	218	△ 77 △ 26.1%		125	△ 170 △ 57.6%	
阿波市	285	200	△ 85 △ 29.8%		117	△ 168 △ 58.9%	
美馬市	207	128	△ 79 △ 38.2%		90	△ 117 △ 56.5%	
美馬郡	39	34	△ 5 △ 12.8%		16	△ 23 △ 59.0%	
三好市	135	97	△ 38 △ 28.1%		57	△ 78 △ 57.8%	
三好郡	118	109	△ 9 △ 7.6%		56	△ 62 △ 52.5%	

(出典)文部科学省「学校基本調査」(R8・R16)、徳島県「年齢別推計人口」(R22)

# 高等学校・中等教育学校 配置図

公立高等学校 本校29校 分校5校 計34校(含 中等教育学校1校)

[全日制] 普通科、理数科、外国語科、体育科、芸術科、農業科、工業科、商業科、水産科、家庭科、看護科、福祉科、総合学科  
[定時制] 普通科、工業科 [通信制] 普通科、看護科

私立高等学校 全日制3校 通信制1校 計4校



## 総合学科

普通教育を主とする学科である「普通科」、専門教育を主とする学科である「専門学科」に並ぶものとして、平成6年度から導入されたもの。総合学科で行われる教育の特色として、幅広い選択科目の中から生徒が自分で科目を選択し学ぶことが可能であり、生徒の個性を生かした主体的な学習を重視することなどが挙げられる。

## \* 中等教育学校

一つの学校として、一体的に中高一貫教育を行うもの。

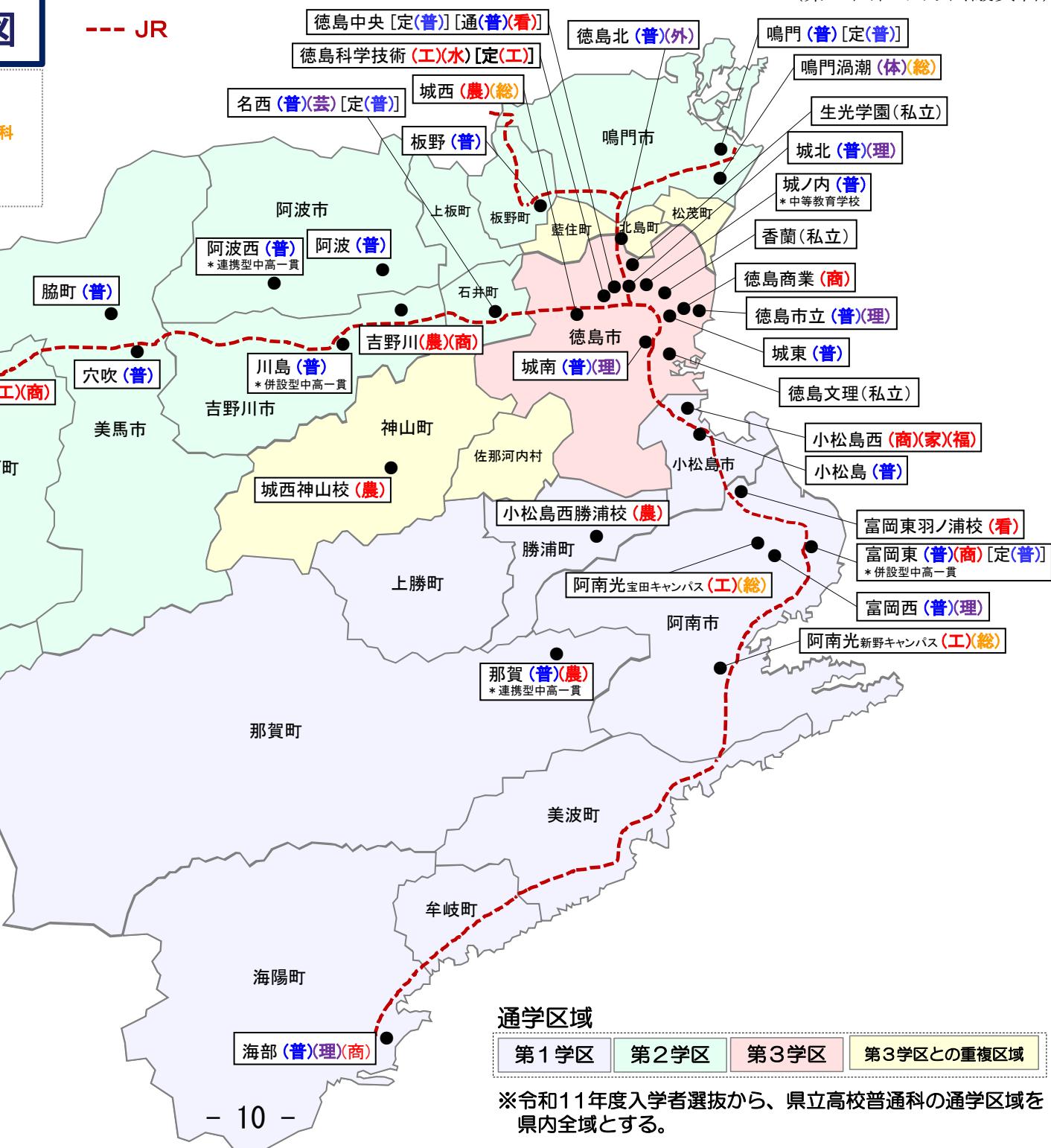
## \* 併設型中高一貫教育校

高等学校入学者選抜を行わずに、同一の設置者による中学校と高等学校を接続するもの。

## \* 連携型中高一貫教育校

市町村立中学校と都道府県立高等学校など、異なる設置者間でも実施可能な形態であり、中学校と高等学校が、教育課程の編成や教員・生徒間交流等の連携を深めるかたちで中高一貫教育を実施するもの。

--- JR



## 徳島県公立高等学校の在り方検討会議 入試制度部会 設置要綱

### (設 置)

第1条 徳島県公立高等学校入学者選抜制度の改善について総合的な検討を行い、その改善・充実に資するため、徳島県公立高等学校の在り方検討会議に入試制度部会（以下「部会」という。）を設置する。

### (検討事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項を検討する。なお、検討結果については、徳島県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告するものとする。

- (1) 本県公立高等学校入学者選抜制度の改善に関する事項
- (2) その他公立高校入学者選抜に関連して検討が必要な事項

### (組 織)

第3条 部会は、10名以内で組織する。

- 2 委員は、有識者、行政関係者及び学校関係者から、教育長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、第2条に掲げる報告が終了するまでとする。
- 4 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第4条 部会に、会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (運 営)

第5条 部会は、会長が招集する。

- 2 部会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 部会及び部会の資料は原則公開とする。ただし、部会に諮り、公開を不適当と認めるときは、この限りではない。

### (ワーキンググループ)

第6条 部会には、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループの構成員は、教育長が委嘱する。

### (庶 務)

第7条 庶務は、教育委員会事務局教育創生課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会に諮り定める。

附 則 この要綱は、令和7年7月29日から施行する。

## 徳島県公立高等学校の在り方検討会議 入試制度部会委員一覧

氏名	役職等
金 西 計 英	徳島大学高等教育研究センター 教授
木屋村 浩 章	徳島県高等学校長協会 管理運営研究委員長 徳島県立城東高等学校 校長
滝 川 尚	徳島県中学校長会 事務局長 徳島市富田中学校 校長
竹 内 敏	鳴門教育大学 客員教授
鳴 川 幸 恵	徳島県立鳴門高等学校 校長
松 本 和 基	吉野川市立鴨島第一中学校 校長
松 本 賢 治	徳島県市町村教育委員会連合会 会長 徳島市教育委員会 教育長
山 下 真 司	株式会社ベネッセコーポレーション ベネッセ教育総合研究所 主席研究員 独立行政法人教職員支援機構(NITS) フェローコーディネータ

※ 50音順 敬称略